

公 示

関税法施行令第92条第1項第1号及び関税法第24条第1項の規定に基づき、百里飛行場における「本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通場所」及び「貨物（携帯品及び機用品を含む）の積卸場所」を下記のとおり指定し、平成22年3月11日から適用する。

平成22年3月11日

鹿島税関支署長 円田健治

記

1. 航空機と陸地との間の交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
百里飛行場	[出国] 税関出国検査場から、出国審査場及び出国待合室を経て、 1番、2番、3番、4番スポットに駐機する航空機について、エプロンに設置された誘導路をそれぞれ経由して、航空機に至る直近の通路	茨城県小美玉市与沢1601番、百里飛行場内	出国旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る
	[入国] 1番、2番、3番、4番スポットに駐機する航空機について、エプロンに設置された誘導路をそれぞれ経て、検疫審査場及び入国審査場を経由して税関入国検査場に至る直近の通路		入国旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る

2. 貨物の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
百里飛行場	1番、2番、3番、4番スポット	茨城県小美玉市与沢1601番、百里飛行場内	